

尼崎市監査公表第9号

財務・行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

令和7年9月9日

尼崎市監査委員	村	上	卓	史
同	古	澤	裕	子
同	東	浦	小	夜子
同	辻		信	行

措 置 通 知 表【財務・行政監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	保健局
2 監 査 結 果 報 告 日	令和 7 年 3 月 21 日
3 措 置 通 知 日	令和 7 年 9 月 1 日
4 監 査 結 果 の 内 容（*監査事務局で記載する。） <u>尼崎市未来いまカラダ協議会に係る準公金の管理等について</u> 尼崎市未来いまカラダ協議会の事務局は健康増進課が担っているが、協議会に係る準公金の管理等において次のような不適正な取扱いなどがあった。 (1) 平成 30 年度の財務・行政監査において準公金の管理の適正性について指摘し措置を講じていたにもかかわらず、長年にわたり収支決算報告書に記載していない通帳の残高の存在や年度区分を誤った予算執行などがあった。 (2) 景品として購入した金券が使用可能期間を超え金銭的価値を失うなど、金券を適切に管理していなかった。 （健康増進課） <措置を求める事項> 尼崎市未来いまカラダ協議会に係る準公金の管理等における本質的な問題は、事務処理ミスによって発生した残金や景品の設定から外れた金券の存在を複数の職員が認識しながら、その状態を是正することなく、複数年度にわたり漫然と引き継がれていたことである。 今回検出された問題の是正や収支決算報告書を適正に記載することは当然として、日々の業務の中で事務処理誤りが生じているおそれに気付いたときはその状態を放置せず、直ちに組織内でその問題を共有し対策を考え対応するなど、問題を先送りすることなく迅速に解決していく組織づくりを行うこと。	
5 措 置 の 内 容 (1) 平成 30 年度の財務・行政監査後に生じた通帳の残高（982 円）については、市に返還するよう協議会に指示を行い、令和 7 年 3 月 24 日をもって是正済である。 (2) 今回指摘のあった金券については金銭的価値がないことを改めて確認した後、令和 6 年 12 月 3 日に廃棄処理を行った。なお、協議会が管理していたその他の金券については、令和 7 年 2 月 14 日に残数が 0 となり、令和 7 年 3 月 31 日をもって管理を終えている。金券の購入財源は市の補助金から充当されているが、団体が管理する金券に損失が生じたことから、令和 7 年 3 月に協議会会長に対して今回の処理報告を行い、令和 7 年 7 月 29 日に令和 6 年度実績報告会で、協議会に対して報告し承認を得た。 今回の指摘を受け、令和 6 年度はこれまで収支決算報告書や金券管理簿の内容確認等が不十分であったことを課題とし、担当係内で会計処理等の業務内容を周知したうえで手順の見直しを行い、業務手順書においても過去のミスや指摘事項を共有するなど再発	

防止に努めた。また、問題が生じた際に迅速な解決を図るため、日頃から組織内での情報共有に努め、定期的なミーティングの場（課長係長会議）において組織内で発生した問題を共有することとした。

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）